

佐倉市適正な事務執行のための検討会設置要綱 (設置)

第1条 本市が執行する事務において、処理の誤りがなく適切に行われるよう、不適切な処理事案の調査及び発生防止のための対策等、事務の執行のあり方を検討するため、佐倉市適正な事務執行のための検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 事務処理の誤り事案等の不適切な処理事案の調査に関すること。
- (2) 適正な事務の執行のあり方の検討に関すること。
- (3) その他事務の執行における諸課題の調査及び対策の検討に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職員及び総務部長が指名する職員で組織する。

2 検討会は、不適切な処理事案の調査及び発生防止のための対策等、適切な事務執行のあり方に関する必要な知見を得るために、副市長を顧問として置く。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、検討会の活動に必要と認める場合は、課長及び出先機関の長に關係職員の会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（令和4年4月1日決裁佐行第1号）

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱は、施行の日から1年を経過した日をもって廃止する。

附 則（令和4年4月22日決裁佐行第48号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

総務部行政管理課長

総務部人事課長

総務部情報システム課長

財政部財政課長

財務部契約検査課長

資産経営部資産経営課長

会計課長